（2）地方裁判所における労働審判事件の代理人選任状況

双方に弁護士代理人が付いている場合に、終局事由に占める調停成立の割合が大きくなっている。労働審判制度の特色の１つである話し合いによる早期解決の実現に弁護士代理人も一定の役割を果たしているのではないかと考えられる。

労働審判手続として終了した事件全体（１万 5,445 件）に対する「異議申立て」全体の割合は、「異議申立てあり」（1,431 件）が 9.3%、「異議申立てなし」（897 件）が 5.8% となっている。

資料2-2-1-23　労働審判事件の既済件数－代理人選任状況・終局事由別－(地方裁判所・2015年～2019年5月31日)

	労働審判		異議申立てあり		異議申立てなし		調停成立		24 条終了		取下げ		却下・移送等		合　計	
双方に弁護士代理人あり	1,685	14.0%	1,145	68.0%	540	32.0%	9,297	77.1%	532	4.4%	514	4.3%	28	0.2%	12,056	100.0%
申立人のみ弁護士代理人あり	274	18.2%	89	32.5%	185	67.5%	569	37.9%	68	4.5%	526	35.0%	66	4.4%	1,503	100.0%
相手方のみ弁護士代理人あり	285	21.1%	170	59.6%	115	40.4%	899	66.7%	62	4.6%	99	7.3%	3	0.2%	1,348	100.0%
双方に弁護士代理人なし	84	15.6%	27	32.1%	57	67.9%	229	42.6%	29	5.4%	127	23.6%	69	12.8%	538	100.0%
合　計	2,328	15.1%	1,431	61.5%	897	38.5%	10,994	71.2%	691	4.5%	1,266	8.2%	166	1.1%	15,445	100.0%

【注】１．数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。2019 年は１月から５月までの数値であり、速報値である。
２．「異議申立てなし」には、集計時点で、異議申立ての有無が確認できないものを含む。
３．「異議申立て」欄に記載の割合は、労働審判で終了した事件数に対する、異議申立ての有無の割合である。
４．24 条終了：事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができる（労働審判法第 24 条）。
５．百分率は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100% と一致しない場合がある。

〈参考〉代理人選任状況

	申立人・本人				申立人・弁護士代理人				申立人・その他の代理人				合　計
		相・本人	相・弁代	相・他		相・本人	相・弁代	相・他		相・本人	相・弁代	相・他	
件　数	1,883	512	1,346	25	13,559	1,464	12,056	39	3	1	2	0	15,445
割　合	12.2%	3.3%	8.7%	0.2%	87.8%	9.5%	78.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

【注】数値は、最高裁判所から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。2019 年は１月から５月までの数値であり、速報値である。